

税制調査会（第5回総会）議事録

日 時：令和3年11月12日（金）14時45分

場 所：WEB会議（内閣総理大臣官邸2階大ホールを含む）

○中里会長

それでは、ただいまから第5回税制調査会を開会します。

本日は、大変御多忙の中、岸田総理をはじめ、松野官房長官、山際内閣府特命担当大臣、鈴木財務大臣、金子総務大臣、木原副長官、磯崎副長官、栗生副長官、村井総理補佐官に御出席をいただいております。

会議形式に関しましては、これまでと同様に、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、委員の皆様方の御理解、御協力をいただき、オンライン会議とさせていただきました。

加えて、インターネットでの中継も行っておりますので、その点、お含み置きください。

それでは、議事を進めます。

早速ではございますが、まず岸田総理から御挨拶を頂戴したいと思います。

総理、よろしくお願いいたします。

○岸田内閣総理大臣

政府税制調査会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

岸田内閣では、新しい資本主義を実現するため、成長と分配の好循環とコロナ後の新しい社会の開拓というコンセプトの下、新しい経済社会のグランドデザインを示すとともに、その具体化を進めてまいります。税制についても、新しい経済社会の在り方にふさわしいものとしていただきたいと思いますと考えております。

こうした観点から、政府税制調査会においては、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向け、包括的な審議を行っていただくことをお願い申し上げます。その際には、新しい資本主義実現会議等とも連携し、コロナ禍で浮き彫りになった様々な課題への対応の在り方も含め、幅広い政策分野にも目を配っていただきたいと思いますと考えております。

中里会長を始め、委員の皆様には充実した御審議をお願いし、私の御挨拶とさせていただきます。皆様よろしくお願いいたします。

○中里会長

総理、ありがとうございます。

それでは、岸田総理より、当税制調査会に対する諮問をいただきます。

（岸田内閣総理大臣より中里会長へ諮問文を手交）

○中里会長

ありがとうございました。

ただいま総理から頂いた諮問では、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させるため、公平かつ働き方等に中立的で、新たな時代の動きに適切に対応した、あるべき税制の具体化に向けた包括的な審議を御要請いただきました。この御要請にお応えできるよう、しっかりと議論をしてまいりたいと思います。どうかよろしくお願ひします。

それではここで、総理をはじめ政務の皆様は御退席なさいますので、よろしくお願ひします。

(岸田内閣総理大臣、松野官房長官、大臣、官房副長官、総理補佐官御退室)

○中里会長

それでは、報道カメラの方々につきましても御退室をお願いします。なお、記者の方々には引き続き傍聴をお願いします。

(カメラ撮り終了)

○中里会長

それでは、次の議題に入る前に、委員の交代がございましたので御報告します。

机上にも税制調査会の委員名簿をお配りしていますが、これまで特別委員を務めていただいております、石井隆一特別委員、森博幸特別委員、神津里季生特別委員が辞任なされたことに伴いまして、本日付で後任の特別委員が任命されましたので御紹介申し上げます。

河野俊嗣宮崎県知事、岡崎誠也高知市長、そして、芳野友子日本労働組合総連合会会長、以上3名の皆様です。先生方、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、新たに政府税調のメンバーに任命された方を御紹介します。

秋田喜代美学習院大学文学部教授、そして、権丈善一慶應義塾大学商学部教授です。先生方、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今後は、この新たな体制で審議を行っていくこととなります。皆様、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、続いて国際課税の議題に移ります。

ここでは、先般、10月8日にOECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」において、国際課税の新たなルールについての合意が取りまとめられましたので、これに関して、財務省主税局の木原参事官から御説明をお願いします。

○木原参事官

総5-3の資料に基づいて、10月8日に国際合意がなされた新たな国際課税ルールに関する合意の内容を御説明します。

2ページ目、課題もしくは背景として、なぜこのような議論が今なされているのかということをお願ひ申し上げます。

一つ目の課題として、市場国に物理的拠点、PEと呼んでおりますが、支店や営業所

のようなPermanent Establishmentを置かずにビジネスを行う企業が増加しています。経済のグローバル化やデジタル化が進む中で、市場国に対して、企業が例えばデジタル配信のような形でビジネスを行う場合など、市場国側に何ら物理的拠点がなくても相当の売上げが計上されるような形態のビジネスが増えてきていることが背景としてあります。そのような中で、現在の国際課税原則は1920年代ぐらいから続いてきたというように言われていますが、その下では国内に外国企業の支店等のPEがある場合にのみ、そのPEの事業から生じた所得に課税できるというルールになっているため、市場国で課税が行えないという問題が顕在化してきました。

二つ目の課題として、低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動きです。特に1970年代、80年代ぐらいから40年余りにわたって法人税が継続的に引き下げられており、各国の法人税収基盤が弱体化したり、あるいは税制面において結果として企業間のグローバルな意味での公平な競争条件が阻害されてきたり、こういった課題に対応するために議論を続けてきたということです。

資料の下半分でこれまでの経緯を御説明していますが、リーマンショックの後あたりから税源浸食、利益移転の問題、BEPSの問題は様々な議論がなされてきており、2015年の「BEPS最終報告書」で様々な取組みに合意がなされています。ただし、そのときの積み残しの課題として、今回の経済のデジタル化に伴う課税上の課題は引き続き議論がなされてきました。そういう中で6年の議論を経て、今般、10月8日にOECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」という議論の枠組みにおいて、合意がなされたということです。

10月8日のタイミングでは136か国が合意に参加をしておりましたが、その後、モリタニアが新たに合意に参加をし、現在、137か国がこの合意に参加しています。

合意の中身としては二つの柱があります。

第一の柱は、冒頭申し上げたPEの問題に対応するという事で、市場国に新たな課税権を配分するという事です。こちらは2022年に多国間条約を策定して各国国内法も改正、2023年の実施が目標とされています。

第二の柱は、実効税率15%でグローバル・ミニマム課税を実施していくという事です。こちらは2022年中に各国国内法の改正を行って、一部は2024年になりますが、2023年中の実施を目標としていくという事です。

いずれも我が国においては令和5年度改正以降の税制改正を予定しています。

3ページ目では、第1の柱についてより具体的な御説明をします。

まず、どの企業が課税対象になるかということですが、全世界売上げが200億ユーロ、約2.6兆円を超え、かつ、利益率が10パーセントを超えるような多国籍企業で、世界全体で大体100社程度が対象になります。ただし、この売上げの閾値については、現時点の200億ユーロという水準を条約発効から7年後にレビューをして、その時点で円滑に制度が実施されていけば100億ユーロまで引き下げるという形で、将来は対象を拡大す

ることが今回の合意に含まれています。

2つ目のコメ印の「上記閾値を満たすセグメントがある場合には、例外的にセグメント単位で課税」ですが、こちらは、企業全体で売上げが200億ユーロを超えているが利益率が10パーセントに満たないような多国籍企業があった場合に、この企業の一つのセグメントだけを取り出したとき、引き続き売上げが200億ユーロを超え、かつ、そのセグメントは非常に利益率が高く10パーセントを超えているような場合には、例外的にセグメント単位で第1の柱のルールを適用することが併せて決められています。

次に、配分割合は、実際に市場国にどのような形で利益を配分するかということで、多国籍企業グループ全体の売上げの10パーセントを超える利益を超過利益とみなして、その超過利益の25パーセントを市場国に売上げ等に応じて配分するというルールとなっています。

市場国として配分されるためにはどのような条件が必要かということについては、100万ユーロ以上、日本円で約1.3億円以上の売上げがある国は市場国として配分が受けられることになっています。ただし、絶対値だけで決めるとどうしても小国に不利になることがありますので、GDPが400億ユーロ、日本円で約5.2兆円を下回っているような国は、より低い25万ユーロ以上の売上げがあれば課税権の配分が受けられるということになります。

次に、税の安定性ですが、今回の第1の柱のルールの下で国をまたがって課税所得の配分が行われるということで、国の中で、あるいは企業との関係で様々な税の紛争が起こる可能性が想定されますので、企業の負担減あるいは予測可能性を改善させるという観点から、義務的・拘束的な紛争防止・解決メカニズムを導入することが第1の柱の合意の中に含まれています。

次に、一方的措置ですが、こちらは既に各国が、経済がデジタル化している中での対応としてデジタルサービスタックスというような形で、各国独自の制度の下での課税を始めています。このように国ごとに異なる制度が乱立すると企業側のコンプライアンスコストはどうしても上がってきます。そのような中で、特にコンプライアンスコストの面で企業の負担を軽減していくという目的意識を持って、それを第1の柱の交渉の目的の一つとして、この一方的措置については今回の合意の中で、第1の柱が実施された暁には、全ての企業に対する全てのデジタルサービス税等を廃止して将来にわたり導入しないことを今後策定される多国間条約に定めるということ、現時点で明確にしたということです。

最後に、実施目標については、2022年に多国間条約の策定・署名、2023年から制度実施となっています。

続きまして、4ページ目が第2の柱のグローバル・ミニマム課税です。

課税対象となる企業は年間総収入金額が7.5億ユーロ、日本円で約1,000億円以上の多国籍企業ということで、第1の柱よりは対象企業の数が多くなっています。7.5億ユ

一口の基準は、既存のBEPSの取組みの中で国別報告事項を提出しなければいけない企業の水準として7.5億ユーロが使われており、こちらの基準を採用したということです。

最低税率は、実効税率ベースで見て15パーセントということになっており、この実効税率は、子会社等所在の国ごとで算定をするということで、一つの国の中に複数の子会社がある場合には、それらの子会社の全体としての実効税率を計算します。その上で、実効税率が15パーセントよりも低い場合には、親会社のほうで上乗せ課税ができるというのが第2の柱の基本的な制度です。

あわせて、第2の柱においては適用除外というルールが導入されています。こちらは親会社が上乗せ課税額を計算する際に、対象所得から工場や設備などの有形資産（簿価）と支払給与の5パーセントを除外できるということで、実態のある形で海外に進出している企業について一定の配慮をするルールが導入されています。

また、この5パーセントの基準は、当初、10年間は特例措置で少し高い水準の除外を認めるということで、有形資産は導入時8パーセント、支払給与は導入時10パーセントとしてスタートし、毎年少しずつ逡減させて、10年後以降は5パーセントの恒久的な水準に下がっていくスケジュールが併せて導入されています。

次の米国GILTI税制との共存ですが、アメリカにおいては比較的第2の柱に近い制度、GILTIという税制ですが、トランプ大統領の下での税制改革で導入されています。現在、バイデン政権の下で既存のGILTI税制を改正して、今回合意された第2の柱と同等の制度にすることが予定されています。アメリカとしては、この改正後のGILTIをもって第2の柱を実施することになりますので、それが両者としてきちんと共存できるようになっているかどうか検証していこうというものです。

最後に、実施目標については、2022年中に各国国内法改正、所得合算ルールは2023年から、軽減課税支払ルールは2024年からの実施という想定です。

5ページ目は、このような合意が国際的にどのように評価されたかということの一例で、10月末のローマにおけるG20サミットの首脳宣言の抜粋になります。

3行目の中程からになりますが、「最終的な政治的合意は、より安定的で公正な国際課税制度を確立する歴史的な成果である」という評価をした上で、それ以降の文章において、着実な実施に向けてモデル規定や多国間協定を迅速に策定することが今後の作業として求められているということです。

次ページからは、もう少し具体的に第1の柱、第2の柱の中身について御説明します。

6ページ目は第1の柱ですが、多国籍企業が市場国に物理的拠点を置かずにビジネスができる中で、市場国側の税務当局に課税権がないという状況を示しています。その上で、どういうルールで市場国に所得を配分するかということ資料右下の箱を使って御説明します。

箱全体が多国籍企業グループ全体の収入で、そのうち下半分の「費用等」と書かれ

ている部分が費用、その上のグレーの部分全体が利益になります。利益のうち、収入の10パーセントに相当する部分、黄色の線で囲われている部分を通常利益とみなした上で、通常利益を超えて得られている利益を超過利益と考えます。超過利益は赤の線で囲われている部分になります。この超過利益のうちの25パーセントを利益Aと呼んでいます。これを市場国に売上げ等に応じて配分するというのが今回の第1の柱の基本的な構造ということです。

7ページ目は第2の柱ですが、グローバル・ミニマム課税は、基本的に2つのルールがございます。1つ目が所得合算ルールで、Income Inclusion Ruleと呼んでいます。想定されているケースとしては、親会社があるA国が通常の税率の国であり、通常の税率というのは実効税率が15パーセントを超えているような国ということです。他方で、子会社があるB国は軽課税国で、実効税率が15パーセントに至るまで課税がされていないようなケースです。こういった場合、親会社があるA国の税務当局で、子会社の税負担が最低税率に至るまで課税ができるというのがこの所得合算ルールです。

もう一つのルールが軽課税支払ルールで、Undertaxed Payment Ruleと呼んでいます。こちらは今申し上げたルールとは反対に、軽課税国であるB国に親会社等が存在していて実効税率15%に至っていないが、子会社が通常の税率国に存在しているようなケースです。このような場合においても、子会社側で親会社の税負担が最低税率に至るまで課税をするという形になり、この2つのルールを補完的に組み合わせることによってグローバルに実効税率が15パーセントとなるような状況を実現しようというのが第2の柱です。

最後に、8ページ目ですが、所得合算ルール、Income Inclusion Ruleのイメージについて、適用除外の適用も含めてどういう構造になるのか御説明します。こちらのグラフは横軸が課税ベースで、縦軸が税率です。資料一番下の「子会社等が居住地国で支払う租税」という部分の面積が実際に支払われている税額になります。ここの例においては、縦軸を見ると、子会社等居住地国の実効税率が合意された最低税率15パーセントを下回っていますので、15パーセントに至るまで親会社があるところにおいて上乘せのトップアップ課税ができるということになります。ただし、このトップアップ課税の税額を計算するときの所得から、適用除外ということで所得を一部除外できます。この除外できる金額の根拠として、恒久的には有形資産（簿価）の5パーセント及び支払給与の5パーセントを除外した上で、最終的に親会社のほうでトップアップ課税できるのは青の斜線で網掛けにしている部分であり、こちらが所得合算ルールのイメージです。

○中里会長

ありがとうございました。

申し訳ありませんが、本日は時間の関係で質疑応答の時間を設けることができません

ん。もし御質問がございましたら、次回の総会でお願いします。

それでは、時間となりましたので、この辺りで、本日は閉会といたします。

次回の開催日程等は、決定次第、事務局から御連絡します。

また、本日の会議の内容は、この後、財務省において私のほうから記者会見で御紹介します。

本日は、お忙しい中、御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

[閉会]